

特定非営利活動法人日本肺癌学会

会 費 細 則

(総 則)

第1条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、定款第2章第8条に基づき、年会費に関する規則（以下、本細則という）を定める。

(会 費)

第2条 会員の年会費は、正会員 13,000 円、準会員 3,000 円、賛助会員 1 口 100,000 円とする。

2 会費の額の変更は理事会において審議され、評議員会に提出される。

3 評議員会の承認を得た会費額は総会に提出され、議決を受けた後施行される。

(会費の請求)

第3条 事務局は当該年度中に正会員、準会員および賛助会員に対して会費の請求書および郵便局の払込票を送付する。

(会費の納付)

第4条 会費を納付すべき会員は、クレジットカードまたは事務局より送付された郵便局・コンビニエンスストアの払込票等をもって納付するものとする。

2 前項の場合、特段の申し出がない限り当該金融機関あるいは払込票等をもって領収書に代えるものとする。

3 会費の納付は本会の学術集会においても受け付ける。

(会費の滞納)

第5条 定款第2章第9条第3項により、2年以上にわたって会費を滞納したものは会員としての資格を喪失する。

2 事務局は2年以上の会費滞納の該当者に通知する。

(細則の修正および改定)

第6条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する。
6. この細則は、平成26年9月1日から改正する。
7. この細則は、令和2年3月13日から改正する。